

病気退職後の失業給付と傷病手当金

【質問】

今の会社に入社して10年が過ぎました。3か月前にプライベートでケガをして、現在は健康保険の傷病手当金を受給しながら休職中です。

しかし、いつ復帰できるのか解らないし同僚にも迷惑をかけているので、退職をして治療に専念しようと思っています。その場合、今受給している健康保険の傷病手当金は停止になるのでしょうか。また、失業給付はもらえるのでしょうか。

【答え】

健康保険の傷病手当金と雇用保険の失業給付は同時にもらうことは出来ません。

健康保険の傷病手当金は、病気やケガで療養のために働くことが出来ない日が3日以上あり、会社から給料が支払われないときに支給されるものです。支給期間は支給を開始した日から最大1年6か月までです。

以下の要件にあてはまる場合は、退職後も継続して傷病手当金を受けることが出来ます。

1. 退職日まで継続1年以上被保険者期間があること
2. 退職時点で傷病手当金を受給しているか、または受ける条件を満たしていること（ただし、退職日に出勤したときは継続給付を受ける条件を満たさないため退職後の傷病手当金は支給されません。）

雇用保険の失業給付は、働ける状態の方が失業している場合に給付されるものです。病気やケガ等ですぐには働けない場合は給付の対象にはなりません。受給期間の延長が認められています。

通常失業給付の受給期間は離職してから1年ですが、受給期間の延長申請をすると受給期間を最大3年間延長（受給期間が最長4年間になる）することが出来ます。この期間にケガが治って働ける状態になれば失業給付を受けることが出来ます。

以上のように、健康保険の傷病手当金と雇用保険の失業給付は給付の対象が異なっているため同時に受給することが出来ません。治療に専念するために退職をお考えであれば、退職後も継続して傷病手当金を受給し、働ける状態になってから失業給付を受給されてはどうでしょうか。そのためには、退職後にハローワークで受給期間の延長申請の手続きをされる事が必要です。

【ワンポイントアドバイス】

- 退職後も引き続き健康保険の傷病手当金を受給できる場合もある。
- 雇用保険の失業給付は、ケガや病気等で働けない間は支給されないが、受給期間を延長することができる。